

2014年度冬季の政府の節電の取組について

平成26年10月31日

内閣官房

「2014年度冬季の電力需給対策について」（平成26年10月31日電力需給に関する検討会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

- ① 全国（沖縄電力管内を除く。）の政府の需要設備については、「2014年度冬季の電力需給対策について」の「2.（1）全国（沖縄電力管内を除く）共通の対策」に基づき、節電協力要請期間・時間帯*の使用最大電力の抑制に努める。

* 2014年12月1日（月）から2015年3月31日（火）までの平日（ただし、12月29日（月）から31日（水）まで及び1月2日（金）を除く。）の9:00から21:00まで（北海道電力及び九州電力管内については8:00から21:00まで）

- ② 具体的な節電の取組事項については、需要設備が存する地域の節電協力要請の内容を踏まえ、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成26年10月経済産業省作成）を参考にしつつ実施する。
- ③ なお、独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、各法人の需要設備が存する地域の節電協力要請の内容を踏まえ、「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成26年10月経済産業省作成）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。また、地方公共団体に対し、上記「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。